

一般廃棄物収集運搬業許可証（更新）

5 城環第 1 1 4 号
令和 5 年 6 月 2 9 日
(2023 年)

住所 京都府城陽市久世荒内 1 6 0 番地 2
氏名 株式会社ナプラス
代表取締役 藤井 恵理奈 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

城陽市長 奥田 敏晴



1 許可の年月日	令和 5 年 6 月 2 9 日 (2023 年)
2 許可番号	城陽市一廃許可収運第 1 3 号
3 許可期間	令和 5 年 9 月 1 日 ~ 令和 7 年 8 月 3 1 日 (2023 年) (2025 年)
4 事業の範囲	事業の区分 収集運搬業（積替え・保管を含む。）
	一般廃棄物の種類 家庭系一般廃棄物 (1) 可燃性の物 (2) 粗大ごみ類・不燃性の物 (3) 資源化物（剪定枝） (4) 土砂等 (5) その他（ ） 事業系一般廃棄物 (1) 可燃性の物 (2) 粗大ごみ類・不燃性の物（一般廃棄物に限る。） (3) 資源化物（剪定枝） (4) その他（食品残渣）
5 業務区域	城陽市（宇治市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町からの運搬は、クリーン 2 1 長谷山への可燃性の物、資源化物（剪定枝）及びリサイクルセンター長谷山への粗大ごみ類・不燃性の物（事業系の場合は一般廃棄物に限る。）の積卸しのみに限る。） （株式会社エム・シー・エス（三重県伊賀市）への搬入は、食品残渣の積込みに限る。）
6 許可に係る確認事項	「一般廃棄物収集運搬業許可（積替え・保管を含む。）に係る確認事項」（別紙）のとおり。